

竹原市デマンド型乗合タクシー運行事業計画（案）

1 運行区域・乗降場所

(1) 運行区域（別紙 1）

吉名町及び仁賀町から市中心部（下野町，竹原町，中央，本町）

(2) 乗降場所

乗降場所は以下のとおりとし，予約状況に応じ適切なルートで運行する。

また，発着が以下の①の区域内のみ及び②の区域内のみになる運行はしない。

① 吉名町及び仁賀町

利用者が予約時に指定した場所

② 市中心部（別紙 2）

No.	場所	住所
1	馬場病院（吉名コースのみ）	竹原市下野町 1 7 4 4 番地
2	安田病院	竹原市下野町 3 1 3 6 番地
3	フジ竹原店	竹原市下野町 3 3 0 8 番地
4	エブライ竹原店	竹原市竹原町 4 8 番地 3
5	かわの医院	竹原市竹原町 3 5 5 4 番地
6	あいふる 3 1 6 通り	竹原市中央二丁目 2 番 1 号
7	中島内科クリニック	竹原市中央二丁目 1 4 番 1 5 号
8	城原胃腸科整形外科	竹原市中央三丁目 4 番 1 号
9	こうの医院	竹原市中央三丁目 1 5 番 1 号
10	円山医院	竹原市中央三丁目 1 7 番 1 2 号
11	藤三竹原ショッピングセンター	竹原市中央四丁目 7 番 2 0 号
12	旧ゆめタウン竹原	竹原市中央五丁目 2 番 1 号
13	道の駅たけはら	竹原市本町一丁目 1 番 1 号

2 運行期間

令和 5 年 4 月 1 日から

3 運行事業者

道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている者，若しくは許可を取得する見込みがある者でかつ，乗務員の確保が確実である者とし，令和 5 年度の各コースの運行事業者は次のとおり。

(1) 吉名コース 有限会社吉名交通

(2) 仁賀コース 株式会社安全タクシー

4 使用施設及び車両

使用施設及び車両は一般乗用旅客運送事業で使用するものとし，車両は乗車定員 10 名の車両及び予備車として乗車定員 10 名以下の車両を使用する。

(1) 有限会社吉名交通 使用車両数 3 両（タクシー事業と併用）

(2) 株式会社安全タクシー 使用車両数 2 両（タクシー事業と併用）

5 運行日程等

(1) 吉名コース

ア 運行日程

運行する日 毎週火曜日及び土曜日

運行しない日 予約がない日，祝祭日，12月29日から1月3日までの期間，災害などにより運行することが適当でないと市が認めた日

イ 運行ダイヤ

吉名町発竹原市内行き 9時発，13時15分発

竹原市内発吉名町行き 11時45分発，15時15分発

ウ 運行予定日数及び便数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	8	9	8	9	9	8	9	8	8	8	8	9	101

(2) 仁賀コース

ア 運行日程

運行する日 毎週金曜日

運行しない日 予約がない日，祝祭日，12月29日から1月3日までの期間，災害などにより運行することが適当でないと市が認めた日

イ 運行ダイヤ

仁賀町発竹原市内行き 8時30分発

竹原市内発仁賀町行き 13時30分発

ウ 運行予定日数及び便数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	4	3	5	4	3	5	4	3	4	4	3	5	47

6 利用方法

事前登録を行った利用者が運行前日18時まで（予約受付時間は9時から18時まで）に口頭，電話またはファクシミリで予約する。その際に，利用者は運行事業者に対し，必要事項（氏名，登録番号，利用する便，乗降場所及び連絡先）を伝える。

7 運賃の種類及び額，適用方法

(1) 運賃の種類 片道普通旅客運賃（1人当たり）

(2) 運賃の額

ア 吉名コース 大人・小児運賃300円

イ 仁賀コース 大人・小児運賃500円

(3) 運賃の適用方法

ア 保護者が同伴する未就学児については，保護者1人に対し未就学児1人を無賃とする。

イ 身体障害者・知的障害者に対する割引については，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあつては市長）の発行する療育手帳の交付を受けている者が，その手帳を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用し，割引は1割とする。

別紙2 市中心部乗降場所



別紙2 市中心部乗降場所

